

第1節

生物の多様性の確保(多様な自然環境の保全)

自然環境の概況

1 地形・地質

(1) 地形

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、総面積 5,777.22 km² (平成 21(2009) 年 10 月現在) 東西約 80km、南北約 170km の南北に細長い県土を持っています。

県土は、中央を流れる櫛田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帯(西南日本内帯) 地域と南側の外帯(西南日本外帯) 地域に分けられます。

内帯地域は東に伊勢湾を望み、北西には養老、鈴鹿、笠置、布引等の 700 ~ 1,200 m 級の山地・山脈が連なっています。

一方、外帯地域の東部はリアス式海岸の志摩半島から熊野灘に沿って南下、紀伊半島東部を形成し、西部には県内最高峰 1,695m の日出ヶ岳を中心に紀伊山地が形成されています。

(2) 地質

地質についても中央構造線の北側と南側では岩質や分布状態が全く異なっています。

北側は、中生代末に秩父古生層中に貫入した花崗岩類が広く分布し、これに関連した花崗片麻岩類も多く見られ、花崗岩、片麻岩等が第三紀層、第四紀層とともに分布しています。

一方、南側は、結晶片岩などの変成岩や緑色岩が分布し、北から御荷鉾層、秩父古生層、中生層、第三紀層が順序よく配列しているという特徴を有しています。

2 気候

気候は、概ね温帯な太平洋側の気候型を示していますが、地形条件の複雑さを反映して地域的にはかなり変化しており、大きくは次の5地区に区分することができます。

● 鈴鹿山脈北部地区

比較的降雪が多く、寒冷な気候。年降水量は 2,000mm を超える。

● 伊勢平野地区

年平均気温は 15 ~ 16℃、年降水量は 1,800mm 内外と温暖な気候。

● 伊賀盆地地区

朝夕の温度格差が大きい内陸性の気候。年降水量は 1,400mm 内外。

● 熊野灘沿岸地区

日本有数の多雨地区として知られ、尾鷲地方では年降水量は 4,000mm 内外。四季を通じて温暖な気候。

● 志摩地区

結霜季節が短く、積雪することのない温暖な気候。年降水量は 2,000mm 内外。

3 植物

植生は、主に亜熱帯から温帯にかけて発達する常緑広葉樹林と温帯を占める落葉広葉樹林が大部分を占めていますが、台高山脈の一部には温帯の北部から亜寒帯にかけて分布する針葉樹も見られます。県内の森林帯を概観すると次のとおりです。

- 熊野灘沿岸地域には、亜熱帯性植物の混じったスタジイ林や急崖地にはウバメガシ林が発達しています。
- その内側平野にはタブノキ林が見られます。
- 内湾沿岸から平野、丘陵を経て、海拔およそ 300 m まではツブラジイ、タブノキを中心とする森林です。
- これに接して、800 m 位まではカシ類が多く、1,600 m 付近まではブナ、ミズナラ等落葉広葉樹林が分布しています。
- それ以上の山地はトウヒ、コメツガを主とした針葉樹林となっています。

また、沿岸地域の植物として、砂浜海岸ではハマヒルガオ、ハマニガナ、コウボウムギ、ハマエンドウなどがみられ、志摩から熊野灘沿岸にかけてハマオモトが生育しており、これまでに、県内では約 1,500 種の生育が確認されています。

4 動物

(1) 哺乳類

ネズミ類、キツネ、タヌキ、イタチ、イノシシ、ニホンジカなどが広く分布し、50 種の生息が確認されてい

第2章 人と自然が共にある環境の保全

す。台高山脈のブナ、ミズナラの原生林にはツキノワグマが生息し、鈴鹿、台高の両山脈には国の特別天然記念物のカモシカが多く見られます。

(2) 鳥類

大台ヶ原付近では、メボソムシクイ、ルリビタキ、丘陵から平野では、サギ類、カモ類、伊勢湾岸干潟では、シギ・チドリ類、熊野灘沿岸では、カンムリウミスズメ、ミズナギドリなどが見られ、304種の鳥類が確認されています。

(3) 爬虫類

陸産爬虫類は16種、海産爬虫類は9種が知られています。また、本州で産卵するウミガメはアカウミガメだけであり、伊勢湾から志摩半島及び熊野灘沿岸に産卵地が点在しています。

(4) 両生類

有尾両生類（サンショウウオ目）は7種無尾両生類（カエル目）は15種が知られています。国の天然記念物オオサンショウウオが主に伊賀盆地の河川に生息しています。

(5) 淡水魚類

淡水魚類は県内では約60種が確認されており、ほとんどの種が伊勢平野と伊賀盆地に分布しています。一方、熊野灘沿岸では、急峻な地形からコイ目魚類が少ないため、約30種となっています。

(6) 昆虫類

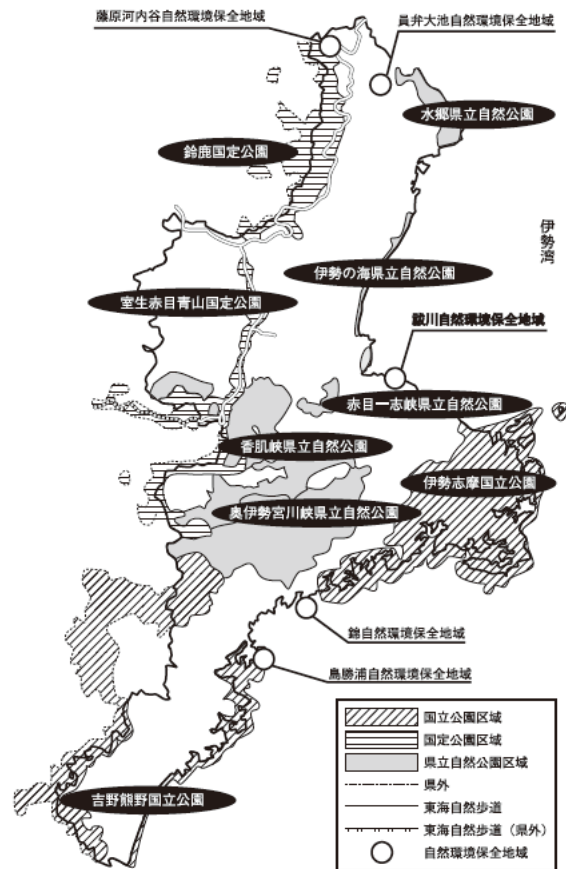
北部の鈴鹿山系では暖かい気候を好む昆虫に混じって寒い気候を好む昆虫もかなり認められ、特にチョウの宝庫ともいわれ、県指定天然記念物のキリシマミドリシジミ等が生息しています。伊勢神宮林には古くからミカドアゲハ、ルーミスジシジミという珍しいチョウの生息が知られています。台高山脈の大台ヶ原、大杉谷には、オオダイセマダラコガネ、オオダイリヒラタコメツキ等のように紀伊半島を代表する多くの固有種が発見されており、これまでに、県内では約7,000種の生息が確認されています。

すぐれた自然環境の保全を図るため、藤原河内谷自然環境保全地域など5地域が指定され、現在は図2-1-1のとおり5地域が自然環境保全地域として指定されています。

(2) 自然公園

すぐれた風景地を保護し、その利用の増進を図るため、図2-1-1のとおり国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所が自然公園として指定されています。

図2-1-1 自然公園・自然環境保全地域の指定状況



(3) 鳥獣保護区等

野生鳥獣の生息環境の維持、保全等を図るため、5年を1期とした鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域を指定しています。

6 森林

平成20(2008)年度末における森林面積は372,866haで、うち国有林が6.3%、民有林が93.7%の割合となっています。

2章1節

● 生物の多様性の確保（多様な自然環境の保全）

5 自然公園等

(1) 自然環境保全地域

なお、平成 20(2008) 年度末の民有林の森林蓄積量は、68,521 千m³となっています。森林の中でも水源のかん養、災害の防備等の目的を達成するため、特に必要なものを保安林に指定し、森林の持つ公益的な機能が十分に発揮されるよう、適切な保全・管理を図っています。

1 すぐれた自然の保全

1-1 自然環境保全地域の指定

すぐれた自然環境を維持している地域を保全するため、三重県自然環境保全条例に基づき、藤原河内谷地域等5地域を自然環境保全地域に指定しています。

また、自然環境保全地域等の自然環境の保全を図るため、知事が任命した自然環境保全指導員による指導・助言を行っています。

1-2 自然公園等の管理・保護

県内の優れた風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、「自然公園法」及び「県立自然公園条例」に基づき自然公園が指定されています。

平成 22 (2010) 年3月現在、県内には国立公園2ヶ所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所があり、その面積は 201,896ha で県土の約 34.9%を占めています。

自然公園は、それぞれの自然公園ごとに策定される公園計画（保護計画及び利用計画）に基づいて管理・整備されています。このうち保護計画では、保護の必要性によって特別保護地区、特別地域（第1種、第2種、第3種）、普通地域、海中公園地区に指定し、風致景観に支障を及ぼす一定の開発行為の規制を行っています。

また、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員などにより、公園区域の巡視や公園利用者に対する啓発・指導などを行っています。

平成 21 (2009) 年度には、「自然公園法」「三重県立自然公園条例」「三重県自然環境保全条例」に基づき、国定公園をはじめ、三重県立自然公園で行われる行為に対して 135 件の許可や届出の受理を行いました。

表 2-1-1 三重県自然環境保全地域の指定要件

区域の状況	規模要件
①すぐれた天然林が相当部分を占める森林区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	10ha 以上
②地形・地質が特異であり、又は特異な自然現象が生じている区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	2ha 以上
③その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸・池沼・湿原・河川の区域	1ha 以上
④植物の自生地、野生生物の生息地・繁殖地・渡来地、又は樹齢が高く、かつ学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林で、その区域の自然環境が①～③に相当する程度を維持している区域	1ha 以上

1-3 開発行為の届出制度

平成 15 (2003) 年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、新たに一定規模を越える自然地を開発する際の届出制を整備し、希少野生動植物の保護などの自然環境保全に関する配慮を求めるとしています。

2 里地里山の保全

2-1 里地里山保全活動計画の認定制度

地域の住民団体等による里地里山における自然環境保全活動を促進するため、平成 15 (2003) 年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、里地里山保全活動計画の認定制度を設け、保全活動を行う団体への情報の提供や活動計画の実施に必要な機材の購入経費等の補助等を行っています。

平成 21 年度末現在で 32 団体の活動を認定しています。

3 水辺環境の保全

3-1 ため池周辺等の整備

ため池や農業用水は、農業生産施設としてのみならず農村地域の景観形成、親水機能発揮、生活用水の提供等重要な役割を持っています。そこで、ため池等を保全管理するとともに、豊かで潤いのある憩いの場として親水公園等を整備しています。

第2章 人と自然が共にある環境の保全

現在、主要市町における42地区を目途として、ため池等の農業利水施設を活用した、親水公園等を整備する計画としており、平成21(2009)年度には、次の6地区の整備を行いました。

表2-1-2 ため池周辺等の整備状況(平成21年度)

地区名	所在地	地区名	所在地
野代	桑名市	中郷	松阪市
長島中部2期	桑名市	津北部	津市
三行2期	津市	木曾岬2期	木曾岬町

3-2 海岸の水際線の保全・再生

伊勢湾沿岸の海岸堤防については、昭和28(1953)年の13号台風および昭和34(1959)年の伊勢湾台風以後に築造されたものが大部分で、築後50年以上経過し、老朽化が著しい箇所も見られることから安全性の確保・向上とともに、環境面にも配慮した整備を図る必要があります。

熊野灘沿岸においては、熊野市以南の20数kmに及ぶ海岸線が、太平洋からの荒波が直接襲来するため、海岸線の侵食が甚だしい地域となっています。

こうしたなかで、高潮・侵食の対策を強力に推進するとともに、生態系に配慮しつつ人々が安心して気軽にふれあえる海岸環境の整備を図る必要があります。

3-3 砂防事業の実施における配慮

砂防事業を実施している地域は、過去に土砂災害が発生した箇所、あるいは土砂災害の発生の恐れがある箇所です。しかし一方で、貴重な動植物が存在するなど自然環境が優れている地域が多く、これらは人々の憩いの場となっています。このため砂防事業は土砂災害を防止しつつも良好な自然を後世に残すことが求められています。このようなニーズを実現するために、流域全体を対象として総合的な取組が必要であり、施設整備においては、このことを考慮して事業を進めています。代表的な工法は次のとおりです。

表2-1-3 砂防事業実施箇所(平成21年度)

内容	実施箇所
通常砂防	西之貝戸川(いなべ市) ほか44溪流

表2-1-4 砂防事業の主な工法における環境配慮の内容

種類	環境配慮の内容
透過型砂防堰堤	上下流が分断されないため魚類、動物等の移動を確保 谷筋の景観を遮蔽する部分が少なく、先を見通せることによる景観の保全
溪流保全工	構造物による生態系の分断を防止し、河川内の生体を保護 瀬と淵の創出による自然環境の回復・再生 自然石を利用した魚道

3-4 海岸・港等における親水空間の整備

海岸の整備にあたっては、周辺の自然環境や景観に配慮した人工リーフ、緩傾斜護岸、養浜、遊歩道等を整備し、海浜の利用を増進するための親水空間の創出を進めるとともに、港湾や漁港においては、公園・緑地や休憩・運動施設の整備を行うなど、海を身近に感じられるような港づくりを進めました。

3-5 海岸環境の整備

平成21(2009)年度には、護岸・突堤等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した人工リーフ等を整備しました。

表2-1-5 海岸環境の整備状況(平成21年度)

海岸名等	事業内容
御浜海岸(御浜町)	人工リーフ
宇治山田港海岸(伊勢市)	養浜
五ヶ所港海岸(南伊勢町)	護岸、遊歩道、休憩施設

3-6 河川環境

三重県には平成22(2010)年4月現在、一級河川と二級河川をあわせて556河川、総延長2,586kmあり地理的に3つのゾーンに分類すること

2章 1節

●生物の多様性の確保(多様な自然環境の保全)

ができます。

- ① 環伊勢湾ゾーンの河川は、木曾三川を除き、鈴鹿山脈、布引山地、紀伊山地から流下し、山地部を経て伊勢平野を形成し、ゆるやかな流れとなって伊勢湾に注いでいます。
- ② 伊賀内陸ゾーンの河川は、淀川水系に属し、布引山地から流下し、すべて木津川、淀川を経て大阪湾に注いでいます。
- ③ 熊野灘ゾーンの河川は、流路延長の短い単独水系が多く、我が国有数の多雨地帯から流下し、熊野灘に注いでいます。

海岸延長については、平成 21（2009）年 4 月現在で 1,087km、そのうち海岸保全区域に指定する必要のある海岸（要保全海岸延長）は 559km です。

なお、要保全海岸延長のうち海岸保全区域に指定された海岸は 526km で、そのうち堤防・護岸等の海岸保全施設により防御されている海岸は 451 km です。

海岸は大別して、伊勢湾口の神前岬を境に伊勢湾沿岸と熊野灘沿岸に分かれます。前者は単調な海岸線と緩い海底勾配になっているのに対し、後者は複雑なリアス式海岸線と急な海底勾配となっています。

表 2-1-6 三重県の河川（平成 22 年 4 月現在）

ゾーン	一級・二級	水系名等	河川数	河川延長(m)
①環伊勢湾	一級河川	木曾川	27	104,108
		鈴鹿川	46	246,268
		雲出川	40	256,636
		櫛田川	68	237,475
		宮川	55	305,229
	小計	236	1,149,716	
	二級河川	24 水系	98	507,046
計	29 水系	334	1,656,762	
②伊賀内陸	一級河川	淀川	97	453,879
③熊野灘	一級河川	新宮川	30	192,435
	二級河川	50 水系	95	283,768
	計	51 水系	125	476,203
合計	一級河川	7 水系	363	1,796,030
	二級河川	74 水系	193	790,814
	計	81 水系	556	2,586,844

3-7 多自然川づくりと親水空間の形成

(1) 潤いとふれあいのある水辺空間の形成

治水、利水の機能だけでなく、河川の多様な自然環境の機能を活かすため、潤いとふれあいのある水辺空間を創出するとともに、多様な動植物を育む環境に配慮した施設整備を推進しています。

(2) 街のシンボルとしての川づくり

河川周辺の自然的、社会的、歴史的環境と調和を図りつつ地域整備等を進めるため、市町の行う街づくりと一体的に水辺空間の整備を推進し、人々が、安心して暮らせる街のシンボルとなる川づくりを進めています。

3-8 河川・溪流・湖沼の保全・再生

(1) 河川改修の実施における配慮

近年、豊かでゆとりのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民ニーズの増大に伴い、河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、多様な自然環境のある空間としてその役割を期待されるようになってきています。

また、まちづくりの面において、豊かな自然、美しい景観、歴史や文化に対する関心が増大し、とりわけ水辺空間には水と緑の貴重なオープンスペースとして大きな期待が寄せられています。このような社会的要請のもと、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、併せて美しい自然環境を積極的に保全または回復を目指し多自然川づくりを行っています。

平成 21（2009）年度には、二級河川船津川他 19 河川で多自然川づくりを実施しました。

4 貴重・希少な野生動植物の保護

4-1 天然記念物指定による野生動植物の保護

文化財保護法、三重県文化財保護条例に基づき、学術的に価値の高い動植物を天然記念物に指定しています。

天然記念物に指定された野生動植物を適切に保全していくため、該当する市町に対して必要な助言をしています。開発事業等においても、その影響を可能

な限り少なくするよう事業者に対して必要な助言・指導をしています。

また、地域住民の自主的な保全活動を活性化し、地域の文化財産としての活用を図るため、天然記念物の保全活動等に対して補助事業を実施しています。

4-2 希少な野生動植物の保護

平成 15(2003) 年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保対策として、特に保護する必要のある希少野生動植物の指定制度等を整備し、平成 16(2004) 年5月に 20 種(動物 10 種、植物 10 種)を指定しました。

さらに、新しい三重県の希少野生動植物に関する目録として、平成 17 年度に「三重県レッドデータブック 2005」を発刊しました。

4-3 野生動植物の生息状況等の把握

「三重県レッドデータブック 2005」の策定に伴い、県内の野生生物の分布状況や希少野生動植物の主要な生息・生育地の状況等の調査を行いました。

また、これらの情報等を踏まえ、野生生物データベースを構築し、県内の希少な野生生物 1,483 種についての概況と生息・生育状況に関する情報をホームページ「三重県レッドデータブック 2005」で提供しています。

5 地域の生態系の保全

5-1 鳥獣の保護・管理

わが国に生息する野生の哺乳類(一部を除く)鳥類については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」によって保護の対象とされており、狩猟ができる種は 49 種類に限定されています。狩猟については、さらに期間、場所、資格等の制限が定められており、これらの捕獲規制によって鳥獣の保護を図っています。また、鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護区等を計画的に設定するとともに、鳥獣の人工増殖の促進、有害鳥獣の捕獲の許可、鳥獣保護思想の普及等により鳥獣の保護管理を図っています。

平成 19(2007) 年度には、第10次鳥獣保護事

業計画(平成 19(2007)～23(2011) 年度)に基づき、鳥獣保護区等を指定したほか、傷病鳥獣の保護、キジの放鳥、野生生物保護啓発ポスターコンクール等を行い鳥獣保護思想の普及啓発を図りました。また、県内 56 地区に鳥獣保護員を配置し、狩猟取締りの指導等を行いました。

表 2-1-7 鳥獣保護区等の設定状況(県設定)

区分	鳥獣保護区	特別保護地区	休猟区	特定猟具使用禁止区域	指定猟法禁止区域
箇所数(箇所)	86	8	3	112	9
面積(ha)	49,641	683	1,481	66,136	25,764

表 2-1-8 鳥獣保護事業実施状況

区分	概要
鳥獣保護区等の設置	鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の設定及び管理
キジの放鳥	鳥獣保護区等へのキジ放鳥
ポスター募集	小・中学校、高校生を対象にポスター募集
傷病鳥獣の保護	傷病野生鳥獣救護医師、傷病鳥獣ボランティアの登録及び傷病鳥獣の救護

5-2 移入種による影響対策の推進

平成 15(2003) 年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保のため、地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐等することの禁止などの規定を整備し、その普及啓発を行いました。

三重県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、危険な動物(特定動物)による県民への危害の発生を防止するとともに、動物取扱業者や一般飼養者に対し動物愛護精神の高揚と適正飼養、終生飼養の普及啓発を行いました。

5-3 開発行為等の指導

宅地開発については都市計画法、三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき、都市の健全な発展に資するため秩序ある整備と乱開発の防止に努め、生活環境の適正化を図るよう指導しています。